

農業者の皆様へ

不法就労させた事業主も処罰の対象となります！

STOP！不法就労

県内不法就労者数全国ワースト

約7割が農業に従事！！

(出入国在留管理庁統計)

【農業を営む皆様へ】

～不法滞在者や就労資格の無い外国人を雇うと～

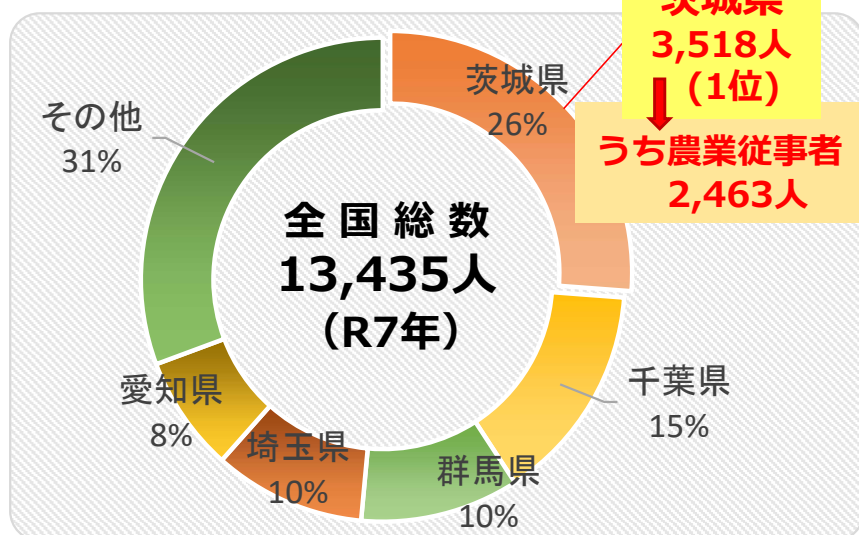
○ **不法就労助長**で

3年以下の拘禁刑もしくは300万円以下の罰金又はその両方を科せられることがあります。

○ 外国人を雇用する際には
在留カードの
「在留期間(満了日)」欄や
「就労制限の有無」欄を
必ず確認してください。

※確認方法は
チラシ裏面をご覧ください

●不法就労者数の現状 (全産業)



(出入国在留管理庁統計)



(チラシに関する問い合わせ先)
茨城県 農林水産部 農業経営課
就農・農業参入支援室
029-301-3844

茨城県警察本部
外事課・生活環境課
029-301-0110



○在留カードの雇用可能かどうかの確認方法

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください!

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!



ポイント 1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

◆ 「就労不可」の記載がある場合、原則雇用はできませんが、ポイント2を確認して下さい。

※ 一部就労制限がある場合→制限内容を要確認。

次のいずれかの記載があります。

- ① 「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ② 「指定書により指定された就労活動のみ可」

(在留資格「特定活動」)



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

◆ 在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



<失効情報照会HP>

◆ 在留カード等読取アプリ

- ・読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないか確認可能



<読取アプリ>



※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
 - 「3月」以下の在留期間が付与された方
 - 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方
- これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。



ポイント 2 在留カード裏面の「資格外活動許可」欄を確認してください。

「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ① 「許可（原則週28時間以内、風俗営業等の従事を除く。）」
- ② 「許可（「教育」「技術・人文知識・国際業務」「技能」に該当する活動・週28時間以内）」
- ③ 「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」

※雇い主の農業者が知らずに不法就労者を雇用したとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は、「**不法就労助長罪**」の処罰の対象となります!



3年以下の拘禁刑、300万円以下の罰金

○ 在留に関するお問い合わせ先

・外国人在留総合インフォメーションセンター TEL: 0570-013904 (IP電話・PHS・海外から 03-5796-7122)

資料出典 出入国在留管理庁・農林水産省ホームページ掲載資料をもとに茨城県で作成